

政令第二百四十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含む製剤

第一条第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含む製剤

。ただし、二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン五〇%以下を含むものを除く。

第一条中第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二を第十六号の三とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含む製剤

第一条中第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 トリブチルアミン及びこれ含有する製剤

第一条第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六 ヘキサキス(β・β―ジメチルフエネチル)ジスタンノキサソ(別名酸化フェンブタスズ)

及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(89)を削り、(90)を(89)とし、(91)から(170)までを(90)から(169)までとする。

第二条第一項中第四十一号の三を第四十一号の四とし、第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 二・四―ジクロロ―ニトロベンゼン及びこれ含有する製剤

第二条第一項中第五十号の六を第五十号の七とし、第五十号の二から第五十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 二・三―ジブロモプロパン―オール及びこれ含有する製剤

第二条第一項中第五十五号の三を削り、第五十五号の四を第五十五号の三とし、第五十五号の五を第五十五号の四とする。

第二条第一項中第九十八号の八を第九十八号の十とし、第九十八号の五から第九十八号の七までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の四を第九十八号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八の六 二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含む製剤

第二条第一項中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の一号を加える。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含む製剤

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（89）

に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。